

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 佐藤 和宏

本論文は、民間家主の役割に着目して戦後日本の住宅政策の特徴を分析するものである。持家偏重とも評される日本の住宅政策については、法学、経済学、建築学などの分野で、公営住宅等の社会住宅セクターの残余性、公的家賃補助もしくは住宅手当の未整備、借家法にもとづく借家権の保護の強さに着目して研究が行われてきた。本論文は、第1章を理論的考察にあて、福祉の社会的分業、分業を支えるイデオロギー、経営主体の戦略という枠組みを導入し、住宅政策を社会学の分析対象に明確に位置づけた。論文の主題である「居住保障システム」は、物的・金銭的な側面の管理のみならず、居住者に対するサービスも含む資源配分の構造として概念化される。この枠組みによって、民間家主という、従来の研究において看過されるか、断片的にしか扱われてこなかった供給主体を適切に対象化することが可能となった。

第2章から第5章では、戦後初期から1970年代に至る時期の、民間家主の生態が明らかにされる。本論文が資料としたのは、同時代に政府や建築学者によって行われた住宅調査である。その時々の方政策的・実践的な課題に準拠して実施されたこれらの調査群を、著者は上記の理論的な枠組みにもとづいて再構成した。その結果、住宅調査においてしばしば「くいつぶし型経営」と呼ばれた民間家主の行動に、市場における経済合理性とは異なる合理性、すなわち、家主世帯の生活保障という動機に根ざした「生活合理性」が見いだせることが明らかになった。都市化が急速に進行する地域において、こうした経営が一定の厚みをもって展開することによって、住宅の商品化がもたらす弊害が緩和された。このことは、生活資源をめぐる集会的な利害対立の回避を可能にし、住宅政策は重大な政治的な争点となることを免れたが、同時に社会政策としての住宅政策を確立する機会が閉ざされることをも意味した。著者は、民間家主というバッファーの存在が、戦後日本の居住保障システムの根幹に位置したと結論づける。

終章では、本論文の知見の現代的な含意が検討される。1970年代以降、住宅の商品化が進展すると、くいつぶし型経営は衰退する。これと並行して住宅政策の持家重視が鮮明になった。本論文が明らかにした民間家主の「生活合理性」は、あくまでも過渡的なものであった。しかし、持家偏重の住宅政策の限界が意識されるようになった2000年代以降、政策言説において、民間家主の社会的役割に対する期待がかえって強くなった。著者によれば、それらは歴史的な制約を無視している限りにおいて、現実的基盤を欠いたイデオロギーである。

本論文には、現代の住宅政策への批判と歴史的な実態分析の関連付け、住宅の商品化と土地の商品化の関係など、より精緻に検討すべき課題が残されている。とはいえ、これまで日本では体系的に研究されてこなかった民間家主を、理論的かつ経験的に分析しえたことは、福祉社会学と住宅研究に対する重要な貢献である。そこで本審査委員会は、本論文が博士(社会学)の学位を授与するにふさわしいものと判断した。